

越谷市特定健康診査受診勧奨業務委託にかかる質疑に対する回答について

令和8年4月14日

越谷市保健医療部国保年金課  
(担当:清田・山中・鈴木)

名 称	越谷市特定健康診査受診勧奨業務委託
場 所	国保年金課 外1ヶ所

上記案件について質疑がありましたので、下記のとおり回答します。

番号	質 疑	回 答
1	令和8年度の特定健診対象者数をご教示ください。	約 40,000 人を見込んでいます。
2	対象者の属性は最低5パターンとのことだが上限はあるか。	属性のパターン数に上限はありませんが、【仕様書6(4)効果検証の実施】にあたって、設定した全パターンの検証として十分な母数が見込めるパターン数での設定をご検討ください。
3	通知の規格に指定はあるか。	通知の規格に指定はありませんが、費用対効果を意識した規格としてください。
4	電話勧奨については架電のみで受電対応は必要ないという認識で相違ないか。	受電対応は必須ではありません。
5	連携いただくデータ類のうち、FKAC から抽出するものについても、KDB からの抽出でのご連携は可能か。※一部可能な場合、可能なものをご教示ください。	不可です。仕様書別表1、3、4に記載の特定健診等データ管理システムから抽出する FKAC 及び TKAB ファイルを使用してください。
6	対象者について、直近3年間での受診履歴等で人を分類したパターンはいくつになるか。通知物のグループ数と同数か。	<p>直近3年間の分類は6～8パターンです。</p> <p>通知物については、パターン分けした分類毎に通知を作成すること及び、対象者の属性は最低5パターンを想定していることから、5パターン以上の通知物を発送することとなります。</p> <p>なお、対象者を6以上のパターンに分けた際に、効果的な勧奨を見込めないとして発注者と協議の上で勧奨対象から除外するパターンを設定することも可能ですが、5パターン以上の通知物を発送すること及び、仕様書記載の通知件数から著しく減少しないようにしてください。</p> <p>【仕様書 6. (3) ア. 勧奨通知作成】</p> <p>「対象者の属性は最低5パターンを想定しているのので、その上で見積りを作成すること。」</p> <p>「通知物の内容については、上記でパターン分けした分類毎に、(中略)受診の必要性を理解し、行動変容を促すものとする。」</p>

番号	質 疑	回 答
7	通知は、郵送物、電話以外の方法を提案しても良いか。	可としますが、郵送物、電話による通知は必須です。また、郵送物、電話以外の方法の提案にあつては、通知方法に係る費用を見積金額に含めることとし、かつ、【仕様書6(4)効果検証】の実施にあつて、実施した通知方法の検証において十分な母数を見込めるパターン数での設定をご検討ください。